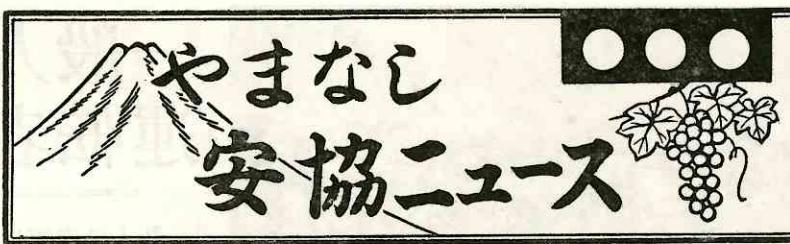


(1)

県下の交通事故(11月30日現在)

区分	事故件数	死者	傷者
47年	5,514件	170人	7,833人
48年	5,014	157	7,019
比較	-9.1	-7.6	-10.4



■ 第25号 ■

発行所

甲府市丸の内一丁目6-1

財団法人 山梨県交通安全協会

TEL 甲府(0552)352121 内線328

中村太郎会長から交通安全功労者(県民会館で)



晴れの交通功労者・優良運転者

— 345人、28団体を表彰 —

優秀賞は都留安協

交通栄誉章は小林氏ら36人

山梨県警察本部と山梨県交通安全協会の共催による優良交通安全協会、交通功労者、優良運転者等の表彰式は、十月二十九日午前十時から、県民会館において開催され、約三百人が出席して盛大に行なわれました。優良交通安全協会長から贈られた交通安全栄誉章(緑十字銅章)は、都留交通安全協会長小林喜代太郎氏ほか三十六氏に伝達されました。当日の受賞者は次のとおりで、個人三四五人、団体二八団体の多さに達しました。

1 優良交通安全協会	△ 警察本部長・交通安全協会長賞
2 都留交通安全協会	△ 全日本交通安全協会長賞
3 埼玉交通安全協会	△ 团体一般交通安全功労者および
4 坂本	△ 会長感謝状
5 甲府	△ 一般交通安全功労者

(1) 甲府	富士吉田市塩原町下留山部和川部沢坂崎原南甲府
(2) 甲府	大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(3) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(4) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(5) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎

(1) 甲府	富士吉田市塩原町下留山部和川部沢坂崎原南甲府
(2) 甲府	大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(3) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(4) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(5) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎

(1) 甲府	富士吉田市塩原町下留山部和川部沢坂崎原南甲府
(2) 甲府	大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(3) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(4) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(5) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎

(1) 甲府	富士吉田市塩原町下留山部和川部沢坂崎原南甲府
(2) 甲府	大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(3) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(4) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎
(5) 甲府	小笠原町大月市上野原町仲出川土屋小林喜代太郎

内藤副会長に

高村副会長に

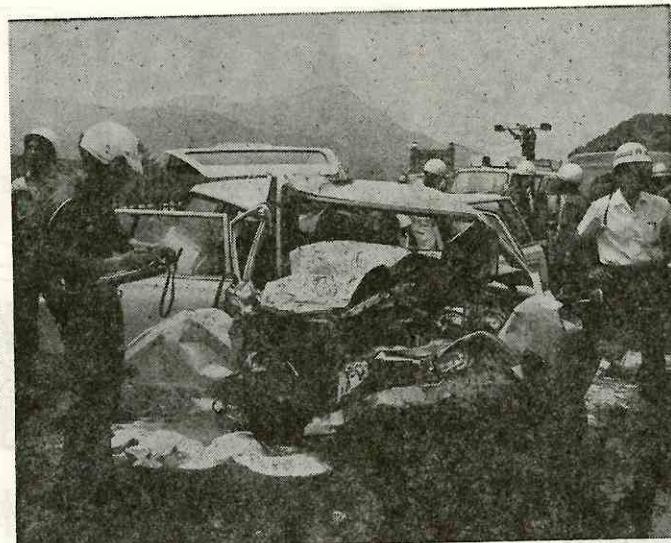
元山梨県交通安全協会評議員の小沢照雄氏

河西定男さん(六四)に

河西評議員

評議員

ああ われ過てり
ああ 交通戦争!!
なり われかく残骸となり
ぬ。
ときは十月のこと。われ
安全を十分に確保す。たばっ
先にと先陣争いをしたばっ
かりに形骸をさら
すうき目となりぬ。
ああ、今にして識る。交
通戦争における先陣の功名交
りしに、無念なり。
あわれ過てり、われ過
てり!!
あわれ過てり、われ過
て思えば、われ大河の如
き交通の流れに乗り入れ、か
くの如くさらされし。今に
りしに、無念なり。不注意



一般人の交通整理を運転者は守りなさい

私人の赤旗による停止合図を無視した方が悪い

信号機のない交差点で、作業員のおばさんが白と赤の旗を持つて交通整理をしてくれました。おばさんはその近くで作業を行なわれ、ダンプやトラックが出入りするので作業所からきていました。このとき、東の方からAのトラックが、北の方からBのダンプが交差点に近づきました。おばさんはそれを止めたので、おばさんはBでは車からろげ落ちて重傷を負いました。一審ではトランクが、Bのダンプに向って赤旗をして止まれたので、Bでは車からろげ落ちて重傷を負いました。AはAを無罪とし、逆転の

加害者になり、業務上の失致傷で訴され、二審、最高裁判はAを無罪としたが、逆転の一審ではトランクが、Bのダンプが交差点に近づいたので、おばさんはBでは車からろげ落ちて重傷を負いました。AはAを無罪とし、逆転の

一審の判決要旨

Aは荷物を満載したトランクは運転、時速五十キロで見とおしのきかない交差点にさしかかり、徐行するよとした。おばさんはAの赤旗の停止合図を無視して時速二十五キロで進入してきたBのダンプを右前方十九メートル先に発見し、急ブレーキをかけたが間にあわず衝突させ、Bに全治一年のキズを負せたものである。

右側は見とおしがかなAの進路は指定された交差点でもない。またどちらが道路でもない。またどちらから交差点を進入するには徐行義務がある。

作業員の交通整理は、單に作業場から交差点に出入する車両に対し、注意喚起するためのものではありません。Aが赤旗で相手の車に停止の合図をした

事実があつても、交通整理の専門家でない私人の自由整理のときは誤ちが生じやすく、これを過信することなくするといふべきである。したがって交通整理を守らないと、事故が起きても賠償ももらえない

二審も一審判決支持。審の犬山簡裁の判決を支持し、罰金二万円の有罪としました。二審も赤旗停止の合図を無視したことについても確認する義務がある

事実があつても、交通整理の専門家でない私人の自由整理のときは誤ちが生じやすく、これを過信することなくするといふべきである。したがって交通整理を守らないと、事故が起きても賠償ももらえない

交通事故の裁判事例から

徐行義務、右方確認の義務が免除されるものではない」としています。

Aさんの主張

「一般国民は交通整理員または指導員の名前はともあれ、交通整理を担当する者の指示により、これに従って交通秩序が維持されることは自明の理であつて、この指示にもとづいて行動することが社会通念上交通事故の発生を未然に防ぐべきである」として、この指示によれば、Aの過失は「作業員の交通規制があり、信頼の原則により

道交法四十二条にいう交通整理にあたらないが、作業員が北からの交差点に進入する車両(A)と赤の旗により停止の合団をしており、東方から進入する車両(B)に対し、赤

「Bが適法な運転をしておればAの徐行の有無に関係はない」としておこる事故は起こらなかつた。Aの責任とすれば、一時停止に定めた道交法の趣旨は、相手の車両(B)が作業員の停止の合団に従つて、停止の合団を無視するが没却される」としつきのAの対面する信号機は

黄の点滅を表示し、これに赤色の点滅を表示している。運転者は信号にともない事務上の注意義務はない。本件の場合、Bのダンプは作業員の停止の合団に従つて、停止の合団の手前で停止するが、交差点の手前で停止するのであると信頼したAの過失は、Aが徐行して交差点を突っ走るための適切な行動であり、これがAの過失を認めています。

最高裁は無罪の判決理由を主張し上告しました。

「作業員の交通規制が、

最高裁は無罪の判決理由をつぎのように述べています。

